

国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(最高管理責任者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 最高管理責任者は、競争的資金等に係る不正防止対策の基本方針を策定し、教職員等に周知するとともに、統括管理責任者、副統括管理責任者、部局管理責任者及び副部局管理責任者(第11条において「統括管理責任者等」という。)が責任を持って競争的資金等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育が行えるように、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(組織体制)</p> <p>第8条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施状況を把握及び検証する組織として、最高管理責任者の下に競争的資金等の不正防止計画推進室(以下「不正防止計画推進室」という。)を置く。</p> <p>2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 統括管理責任者</p> <p>(2) 副統括管理責任者</p> <p>(3) 総務担当の理事</p> <p>(4) 産官学連携担当の理事</p> <p>(5) 法務・コンプライアンス担当の副学長</p> <p>(6) 総務部長</p> <p>(7) 財務部長</p> <p>(8) 研究推進部長</p> <p>(9) 公正調査監査室長</p> <p>(10) 最高管理責任者が指名する理事又は教職員若干名</p> <p>(11) 最高管理責任者が必要と認める学外の有識者若干名</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(監査)</p> <p>第11条 公正調査監査室は、<u>統括管理責任者等及び不正防止計画推進室の競争的資金等の適正な運営、管理及び統括状況並びに部局におけるコンプライアンス教育の実施に係る取組状況を</u>監査する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(最高管理責任者)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 最高管理責任者は、競争的資金等に係る不正防止対策の基本方針を策定し、教職員等に周知するとともに、統括管理責任者、副統括管理責任者、部局管理責任者及び副部局管理責任者が責任を持って競争的資金等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育が行えるように、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。</p> <p>(組織体制)</p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) <u>人事部長</u></p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>(10) } (同 左)</p> <p>(11) }</p> <p>3～6 }</p> <p>(監査)</p> <p>第11条 公正調査監査室は、<u>競争的資金等の適正な運営並びに管理体制の確認及び検証のため、不正防止計画推進室における不正防止計画の推進状況及び検証結果を</u>監査する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>